

第26回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年11月27日(水) 午後4時00分から午後4時50分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員(5人)

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	森山 一郎
委員	1番	遠藤 文男
	3番	岡田 美由紀
	5番	佐藤 一也

農地利用最適化推進委員(5人)

吉水 隆
田中 秀和
権田 数榮
小柳 昌幸
内藤 喜四郎

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

事務局係長 黒崎 陽介

7 会議の概要

事務局 ただいまから第26回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、1番 遠藤委員、5番 佐藤委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の黒崎係長を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

・令和元年度 新潟県農業委員会大会

期日：11月19日(火)

場所：長岡市「長岡市立劇場」

出席者：内藤会長、森山会長代理、遠藤委員、吉水委員、権田委員

議 長 それでは議事に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明します。議案書の1ページからご覧ください。このたび13件の通知があります。

【議案書に基づいて内容を説明】

これらの案件は全て合意解約となります。又、番号1～8と番号9の1筆のみに関しては、借り手の変更によるものであり、この後の議案第2号の農用地利用集積計画の新規設定による案件で説明します。

なお、番号9のうち5筆、番号10、番号11の筆に関しては、借受人が減反政策時に保全管理等で使用していた耕地であり、新たな借受の予定者なく、所有者に返還されるのみとなります。

さらに、番号12・13に関しては所有者であるM氏が現在、八手地区で実施されている土地改良事業で不換地処分を選択したことにより、Mさんの土地では無くなることから、3月頃に予定される一時利用地指定と同時に通知される「使用収益権停止通知」前に解約したものであります。

説明は以上になります。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

4 番 番号9の一部の筆と、番号10、番号11の筆は減反政策で使用されていたのとですが、返還後の耕地の様子や使用形態はどのような具合でしょうか。

事務局 番号9の筆は除草作業がされていた様子がありましたが、番号10の筆は時

期的なものなのか少し荒れている模様であり、番号11は畑として減反政策時から畑として耕作されており土地はきれいな状態であります。

4 番 減反政策時に保全管理で使用されていた土地は返還後に荒れてしまうことが懸念されます。引き続き経過観察をしなければなりません。

議 長 他に、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 他にご意見、ご質問が無いようなので報告第1号を受理し、終了します。

議 長 続きまして、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について説明します。議案書6ページをご覧ください。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。使用貸借権設定による宅地転用の内容であります。本案件は違反転用による始末書付きの事後申請案件となります。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 当該土地は譲渡人の所有する宅地に接続される畑地目の土地であり、現在、譲渡人の住居の一部が建ち、なお庭木や石、灯籠が建つなど庭として使用されておりました。使用始末書の内容では、譲渡人の既に亡くなっている父が、昭和46年に住宅を建築しその後も住宅敷地として継続して使用し現在に至るところでありましたが、このたび住宅を新築する運びとなり調査をしたところ申請地の登記地目が畑であることが解ったということでありました。譲渡人も現況からしても当該土地は宅地地目として認識していたとのことでありました。

転用上限面積は基準面積以内であり判断基準から見た当該地番は農用地区域外であり、第2種農地の内の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。

説明は以上です。

議 長 地区担当の5番・佐藤委員、補足説明等がありましたら願います。

5 番 11月13日(水)に現地確認をして参りました。現地は議事資料の写真の様に住宅建物の一部や庭としての使用を確認しました。始末書の内容からすると現在の所有者(譲渡人)の故意によるものではなく、なお反省と取れる文面の内容を確認しております。この許可の判断につきましては、先ほど事務局が説明したとおり生産性の低い第2種農地の内の「その他の農地」と判断され、又、転用による周りの耕地への影響も無いと思われま。事後申請ではありま

すが事情等を考慮の上、審議する必要があると思います。
以上になります。

議 長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（意見、質問なし）

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

（委員の挙手）

議 長 全員賛成ですので議案第1号は原案のとおり許可といたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第2号について説明します。議案書7ページからご覧ください。
議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、再設定6件、新規設定2件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 以上、このたびの利用集積計画の案件となります。以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第1号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。
説明は以上になります。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

4 番 上中条地区と久田地区、沢田地区の合意解約による借りての変更に伴う新規設定がありますが、これは所有者の意思によるものなのでしょうか？

事 務 局 所有者は耕作者に一任しております。現在、当該地区の耕作者は年齢的な理由もあり、40代若手の受人と打ち合わせを行ったうえこのたびの調整が行われたようです。この40代若手受人も4年前に就農したばかりです。現在の経営面積から今回の案件の面積を足すと来期から10町超の経営面積となります。来期1回こなしてから、まだ増やすことができるか様子を見たいと申しております。

議 長 他に、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 他に、ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第26回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和元年11月27日

議 長 (印)

議事録署名委員
1 番 (印)

議事録署名委員
5 番 (印)